

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

本市の消費生活相談窓口における令和元年度以降の相談件数は約6,000件で推移しており、特に高齢者が被害に遭いやすい点検商法に関する相談は、コロナ禍以降急速に増加し、令和6年度は最多となっている。

消費者の安全・安心はもとより、被害の未然防止や救済を図るためには、相談体制の確保をはじめ、啓発活動や消費者教育の推進など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならない。しかし、その下支えとなってきた国の地方消費者行政強化交付金のうち、推進事業部分の活用期間が多く地方自治体において令和7年度末をもって終了することとなり、これまで交付金の活用により実施してきた相談体制の維持や啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難になるなど、地方消費者行政の後退や縮小が懸念され、ひいては市民生活の安定が脅かされる状況につながりかねないものである。

また、消費生活相談員の高齢化等による担い手不足も、全国的に深刻なものとなっている。将来にわたって安定的に業務を継続することができるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導による制度設計や予算措置が必要である。

さらに、国において全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）の刷新を予定していることについても、国が進めるデジタル化に係る費用は、地方自治体に負担を求めることなく、システムの利用に係る経常的経費（通信・保守経費等）を含めた全額を国の責任において措置すべきものである。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、国民生活の安全・安心を担う地方消費者行政の安定的な運営を実現するため、次に掲げる措置を行うよう強く要望するものである。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計を行い、必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月1日

相 模 原 市 議 会

国
内
会
閣
あ て